

三好市入札心得 新旧対照表 (R4. 4. 1)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">入 札 心 得</p> <p style="text-align: right;">三 好 市</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第 9 落札者は、落札の申し渡しを受けた日から起算して、10 日以内に契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。ただし、当初設計金額が 500 万円未満の場合、また発注者が認める場合は、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する。</p> <p>2 落札者は、前項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(最終改正 令和 3 年 4 月 1 日)</p>	<p style="text-align: center;">入 札 心 得</p> <p style="text-align: right;">三 好 市</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第 9 落札者は、落札の申し渡しを受けた日から起算して、10 日(三好市の休日を定める条例(平成 18 年 3 月 1 日条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く)以内に契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。ただし、当初設計金額が 500 万円未満の場合、また発注者が認める場合は、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する。</p> <p>2 落札者は、前項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(最終改正 <u>令和 4 年 4 月 1 日</u>)</p>